

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

2017
No.681

12

平成29年
11月24日発行



主な内容

『定住促進』奨励金制度の申請受付…	2
平成29年度上半期財政事情……………	3
町長への手紙／寄せられた意見と回答……	4
まい・あみ・まつり2017決算報告…………	24
年末年始の業務案内……………	31

町女性消防隊が第23回全国女性消防操法大会で優秀賞を受賞

9月30日(土)第23回全国女性消防操法大会が秋田県秋田市にある、こまちスタジアム駐車場で開催されました。町女性消防隊は、県代表として出場し、参加した47都道府県のうち第5位の成績を収め、優秀賞を受賞しました。

また、2番員の選手が優秀選手賞を受賞しました。(8ページに関連記事あり)

まちの地方創生

『定住促進』奨励金制度の申請受付

申請期間:平成30年 1月4日(木)～31日(水)

政策秘書課 ☎ 888-1111 (283)

『定住促進』奨励金制度の申請受付を行います。町の『定住促進』奨励金制度には下記の①～③があり、それぞれに支給要件があります。奨励金の対象者であるかをご確認のうえ、期間内に申請をお願いします。必要書類など詳細については、町ホームページおよび担当課にご確認ください。

① 町内事業所等従業者移住促進奨励金

▼対象

平成29年7月1日から12月31日までに町に転入した人で、下記の町認定事業所※にお勤めの人のうち、下記の支給要件をすべて満たしている人

※町認定事業所は以下のとおりです

▼キャノン▼キャノンモールド▼キャノン
セミコンダクターエクイップメント▼ツムラ
▼SBSフレックネット▼丸尾カルシウム▼河
村電機産業▼小川香料(事業所の認定は商工
観光課で随時受け付けしています。事業所の
認定要件等の詳細はお問い合わせください)

▼支給要件

- ▼町に定住(3年以上)する意思がある
- ▼過去に町の住民基本台帳に記録されたことがない者、または町からの転出後、23か月以上を経て町に転入した者
- ▼申請日において町の住民基本台帳に記録されている者
- ▼支給を受けようとする者、およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

- ▼持家の場合:50万円を上限として、住宅の取得に要した額の8分の1以内、住宅の工事等に要した額の2分の1以内
 - ▼賃貸の場合:2人以上の世帯で30万円、単身世帯で20万円、その他の場合で20万円
- ※ただし、住宅の耐震性が書面等で確認できることが必要です

▼問い合わせ

商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

② 3世代同居・近居促進奨励金

▼対象

平成29年7月1日から12月31日までに町に転入した人のうち、3年を超えて町に定住する親がいて、申請者が町内に転入することにより、親・子・孫の3世代が町内に居住する場合で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼支給額

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼問い合わせ

政策秘書課 ☎ 888-1111 (283)

③ 第3子以降出産奨励金

▼対象

平成29年7月1日から12月31日までに第3子以降の子が生まれた人で、第3子以降の子が生まれた時点で町の住民基本台帳に登録されている保護者等、第3子以降の子が生まれたときは他の市町村に住んでいたが1月1日までに町に転入した保護者等で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

- ▼町に定住(3年以上)する意思がある
- ▼第3子以降の子と同一の世帯に属し、かつ現在も同居している
- ▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼町政モニターとなることを希望する者
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

第3子以降の子1人につき10万円

▼問い合わせ

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (119)

■申請書

申請書は、提出先各課の窓口で配布または町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp>)内からダウンロードすることができます。

■申請方法

申請書の提出は、上記①～③の各奨励金ごとの担当課に直接持参してください。

※ただし①は、町認定事業所等が従業員の申請書を取りまとめて申請してください

※奨励金は予算の範囲内で交付するため、希望された額を交付できない場合がありますので、ご了承ください

町の財政状況を公表します

平成 29 年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 29 年度上半期（平成 29 年 9 月 30 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

財政課財政係 ☎888-1111 (221・222)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,430,298	4,424,027	59.5	議会費	149,757	76,522	51.1
地方譲与税	180,000	53,544	29.7	総務費	1,873,502	761,449	40.6
地方消費税交付金	740,836	448,621	60.6	民生費	5,812,174	1,673,374	28.8
地方特例交付金	35,901	35,901	100.0	衛生費	1,237,641	374,479	30.3
地方交付税	684,136	448,581	65.6	農林水産業費	294,536	66,712	22.6
分担金及び負担金	221,238	93,259	42.2	商工費	139,128	73,783	53.0
使用料及び手数料	248,273	114,327	46.0	土木費	2,452,855	401,597	16.4
国庫支出金	2,944,128	571,254	19.4	消防費	659,292	395,601	60.0
県支出金	1,107,344	105,230	9.5	教育費	4,873,479	886,926	18.2
繰入金	1,080,240	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	457,501	941,243	205.7	公債費	1,421,702	586,028	41.2
諸収入	634,441	176,041	27.7	諸支出金	39,333	0	0.0
町 債	3,027,300	0	0.0	予備費	19,492	0	0.0
その他	181,256	55,504	30.6				
合 計	18,972,892	7,467,532	39.4	合 計	18,972,892	5,296,471	27.9

■特別会計

(単位:千円・%) ※予算現額（一般会計および特別会計）:当初予算額

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	6,178,318	2,601,671	42.1	2,474,423	40.1
公共下水道事業	2,234,805	270,175	12.1	513,055	23.0
土地区画整理事業	5,000	21,896	437.9	0	0.0
農業集落排水事業	141,873	10,970	7.7	50,221	35.4
介護保険	3,148,969	1,277,028	40.6	1,257,958	39.9
後期高齢者医療	830,981	160,565	19.3	347,585	41.8
合 計	12,539,946	4,342,305		4,643,242	

に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です
※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

(単位:千円・%) ※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出

区 分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	1,238,612	522,290	42.2
支出	1,150,402	245,854	21.4
区 分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	312,412	47,200	15.1
支出	815,276	211,420	25.9

をいいます
※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区 分	現在高
一般会計	13,112,980
特別会計	7,307,198
公共下水道事業	6,245,702
農業集落排水事業	1,061,496
公営企業会計（水道事業）	1,345,500
合 計	21,765,678

●一時借入金

なし

■基金の現在高

(単位:千円)

区 分	現在高
財政調整基金	1,913,151
減債基金	373,100
その他の基金	1,835,287
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	59,913
介護給付費準備基金	156,368
土地開発基金（現金）	3,600
合 計	4,621,519

『町長への手紙』に寄せられた ご意見・ご提案と回答をご紹介します

町では、『住みよいまちづくり』をより多くの町民の皆さんと一緒に進めていくために、町政に対して、日ごろ思っているご意見やご提案を手紙やEメールにより受け付けています。

これまでのご意見等から一部を紹介いたします。その他のご意見等については、町ホームページで閲覧することができます。内容については、一部修正を加えて掲載しています。 問い合わせ 政策秘書課広聴係 ☎ 888-1111 (281)

●役場駐車場への電灯設置について

【意見等】

役場の駐車場が暗いです。何か所か電灯がありますが、全く足りません。日が暮れると視界が悪く危険です。

先日、車留めにつまずき、転んで大きなあざができてしまいました。車の間から出てくる人も見えにくく大変危険ですし、防犯上も問題があると思います。日が暮れてからも駐車場を利用される人はいらっしゃいます。事故防止と防犯のため、早急に電灯の設置をお願い致します。

【回答】

役場では、町民の皆さんが安心して来庁していただけるよう駐車場管理をはじめ、庁

舎のユニバーサルデザインへの対応や災害対策本部としての機能を維持するために、さまざまな対策に取り組んでいるところです。

駐車場につきましては、平日の開庁日および休日も原則開放しており、利用される皆さんには適正に利用していただいています。夕方以降暗くなると利用しづらいとのこと意見も寄せられています。

このため、東日本大震災以降、節電対策として役場敷地内にある既存の外灯を消灯していましたが、防犯等の安全対策を優先し、復旧することを考えています。しばらくの間、消灯していたものであるため、十分な点検等を行ったうえで早急に対応したいと考

えています(管財課扱い)。

●ボランティア時のトイレについて

【意見等】

自治体で一斉清掃というところで、地域住民・ボランティアの人たち・町職員が一緒になり、清掃している姿を時々見受けまます。それにより、町が美しくなるのを実感しています。ところで、この一斉清掃の際、場所によってはトイレが見受けられない所があるように思えます。霞ヶ浦湖畔では特に無いように思います。近くにコンビニや施設があつて、用を済ますことができれば良いのですが。

そこで、ひとつ提案なのですが、トイレカーをレンタルしていただけでしょうか。費用は掛かりますが、ボランティア

アの人たちへの配慮としてトイレの心配なく清掃ができるようお願いしたいのですが。

【回答】

霞ヶ浦清掃大作戦につきましては、毎年3月(第1日曜日)に実施していますが、清掃活動者がトイレをご利用される時は、予科練平和記念館のトイレおよび公園のトイレなどの公共施設をご利用できます。

また、清掃時間が短時間で終了するため事前に用便を済ませていただければ、特にレンタルトイレを設置しなくても問題がないと考えていますが、どうしても場合は係員に申し出てもらえば、最寄りの公共施設へ送迎する等何らかの対応をしたいと考えています(廃棄物対策課扱い)。

●バイクによる騒音被害について

【意見等】

国道125号を昼夜問わず爆音を出して走行しているバイクがいます。通るたびに警察に通報していますが、一向になくなりません。

町としてはそのような騒音被害があるということは確認されていますでしょうか。また、広報等で違法改造車両への注意喚起や通報方法等をお知らせすることはできますか。

【回答】

バイクによる騒音被害につ

いて、町民の皆さんから町に問い合わせをいただいた際は、警察へ110番通報するようご説明しているところです。牛久警察署では、通報があった場合には、現場へ向かい、当該車両が見受けられた場合には不正改造かどうかを確認するということになっています。

町では、騒音被害の状況を町民の皆さんからの連絡や警察からの情報提供等により把握しているところですが、そのほかに暴走行によるタイヤ痕・スピード超過等危険運転・交通ルールを守らない迷惑行為等の連絡もあり、これまでに、警察と連携を密にして交通安全対策を強化推進していかねばならないと考えています。

これまでも、安全安心なまちづくりの実現に向け、バイク騒音も含め、交通事故防止の広報活動・交通安全教育・啓発活動等を推進し、一人ひとりの交通ルールの遵守、正しい交通マナーの徹底を促していますが、さらに交通安全対策活動を強化推進していくとともに、町の広報紙およびホームページを通して不正改造の防止、不正改造車の排除についても注意喚起してまいります。ご理解の程よろしく願います(交通防災課扱い)。

～町長への手紙を送るには～

- 郵 送** この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折
りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場北口玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの
各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投か
ん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページ＞町の情報＞『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 政策秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) ■ 887-9560
▼**ホームページ**: <http://www.town.ami.lg.jp/> ▼**Eメール**: tegami@town.ami.lg.jp

30000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長への手紙)

料金受取人払郵便

阿見局
承認

136

差出有効期間
平成30年11月
30日まで

(切手をはらずにのりそのまま投かんしてください)

〈 折 れ 線 〉

年末の交通事故防止

12月1日～15日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧されます。

皆さん一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

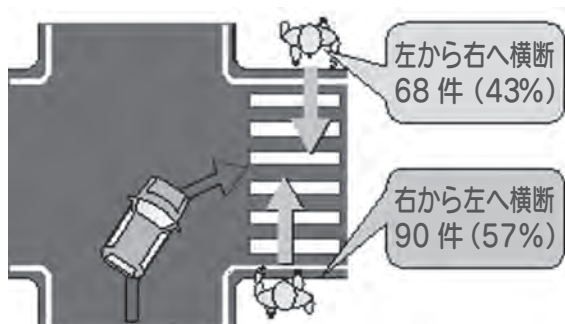
子供と高齢者の交通事故防止 ※横断歩道横断中の歩行者保護に努めよう！

平成28年中、県内での信号機のある交差点で、四輪車が横断歩道横断中の歩行者と衝突した人身交通事故207件の中で、四輪車の右折時に発生したものが約8割(158件)を占めていました。

- 横断歩道は歩行者優先、歩行者等がいる場合は必ず停止しましょう
- 前後左右、十分な安全確認をし、無理な右折や急加速はやめましょう
- 交差点右折時は道路中央に寄り、交差点中心の内側を徐行する正しい右折で死角を減らしましょう

▼右折時衝突事故(発生件数158件)の特徴

自動車から見て・・・



右折中の四輪車が歩行者と衝突事故を起こした時は、
▽左から右へ横断している歩行者との事故が約4割
▽右から左へ横断している歩行者との事故が約6割
右から左へ横断している歩行者との事故が多く発生しています。ドライバーの皆さんは、横断歩道を通行中の歩行者に注意して運転をしましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

日没時間の早いこの時期、薄暮時の死亡事故が増加傾向にあります。道路横断中の歩行者が直進中の四輪車にはねられる死亡事故は9割以上が夜間に発生しています。

- 運転者は、日没30分前の早めのライト点灯や、こまめな上下切り替えなどを徹底し、交通事故防止に努めましょう
- 歩行者は、外出する時には反射材を着用するようにし、周囲に自分の存在を知らせて交通事故を未然に防ぎましょう

飲酒運転の根絶

平成28年中県内での飲酒運転による交通死亡事故は、21件で、24人が亡くなっており、**全国ワースト1位**という非常に深刻な状況です。

飲酒運転は、悪質な犯罪です。一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意思を持ち、飲酒運転を根絶させましょう。



自分たちのまちは、自分たちで守る！ 第23回全国女性消防操法大会 in 秋田 優秀賞(第5位)受賞

交通防災課消防係 ☎ 888-1111 (279)

『第23回全国女性消防操法大会』が秋田県秋田市で開催されました



9月30日(土)秋田県秋田市にて、第23回全国女性消防操法大会が開催され、町消防団女性部団員において編成された女性消防隊が茨城県代表として出場しました。

選手は、平成28年12月から10か月の間、日夜厳しい訓練を積み重ね、本大会に出場しました。代表選手は、隊長：山本みゆきさん 以下、指揮者：浅野奉子さん、1番員：下村友夏里さん、2番員：横張直子さん、3番員：中根朋子さん、4番員：野口茜さん、補助員：大越紀子さんです。

本業の仕事、家事の傍らで長期間の訓練に参加された選手の皆さん、選手の訓練指導に携われた消防団幹部、阿見消防署の職員、選手の訓練協力に参加いただいた団員の皆さん、本当にお疲れさまでした。

また、大会会場にて応援をいただいた皆さま、ありがとうございました。今後も地域防災力の中核となる消防団活動について、町民の皆さまのご協力をよろしくお願いします。

行政区に加入しましょう



町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

行政区とは

行政区（自治会・町内会）は、「住民の手による快適で明るく住みよいまちづくり」を目指して、その地域にお住まいの皆さんの手により自主的に運営される地縁に基づく組織です。他市町村等では自治会・町内会などの呼び方としていているところもありますが、組織としてのあり方や考え方はそれらと同じものであり、町としてはそのような組織を「行政区」と呼んでいます。

主な活動（行政区によって異なります）

■ 住民相互のつながりのための活動

- ▼ 地域内の各種団体との連絡調整、相互支援
- ▼ 地域内の広報誌の発行
- ▼ 集会施設（公会堂・集落センター等）の維持管理

■ 健康・福祉推進のための活動

- ▼ 敬老会の開催
- ▼ 地域内独居老人や高齢者世帯への支援
- ▼ 各種募金活動への協力

■ 教育・スポーツ・文化を育むための活動

- ▼ 夏祭り等の実施、まい・あみ・まつりへの参加
- ▼ 町民運動会への参加
- ▼ 趣味・レクリエーション等活動の企画

■ 安全・安心な地域のための活動

- ▼ 自警団の組織、防犯パトロールの実施
- ▼ 自主防災組織との連携（自主防災訓練の実施、防災資機材整備）

■ 美しい環境づくりのための活動

- ▼ クリーン作戦等清掃活動、資源物回収の促進・啓発
- ▼ ごみ集積所の設置、維持管理
- ▼ 道路、公園管理の里親制度登録



▲ 筑見で行われた勉強会



▲ 福田で行われたお祭り



▲ レイクサイドタウンで行われた講座

行政区（自治会・町内会）に加入しましょう

- ▼ 地域生活での困りごとや心配ごとを解決するために、また、災害などの不測の事態に対応するうえでも町民の皆さんの身近なよりどころとなる大切な組織です
- ▼ 私には関係ない、近所づきあいは面倒くさいと思われるかもしれませんが、しかし、日ごろからの近所づきあいは私たちの生活に安全と安心を与えてくれます
- ▼ 転入・転居された人で、行政区（自治会・町内会）へ加入を希望する際には、町民活動推進課までご連絡ください。お住まいの地域の区長のご連絡先をお伝えします
- ▼ 地域でのふれあいの輪をひろげ、お互いに助け合いながら住みよい地域をつくっていくために、ぜひ、行政区（自治会・町内会）に加入しましょう

税の公平性・適正な賦課

『個人住民税の特別徴収(給与天引き)』

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)

個人住民税の『特別徴収』とは、税の公平性の確保や従業員の人たちの納税の便宜を図る観点から、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収(給与天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、市町村に納めていただく制度です。

■特別徴収義務者となるべき事業主(個人事業主も含む)

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)。

■特別徴収の対象となる従業員

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている従業員(パートやアルバイトを含む)は、原則として特別徴収となります。

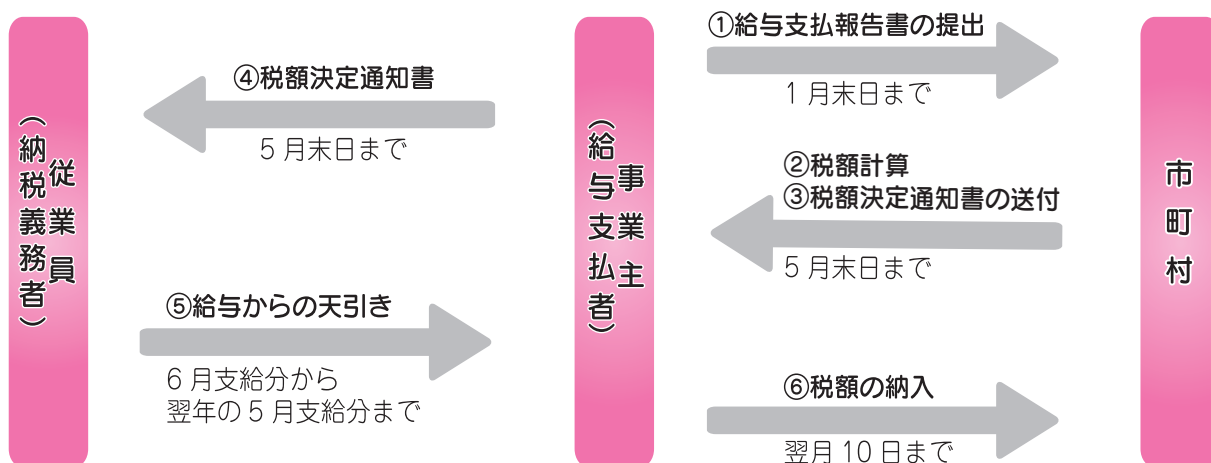
■普通徴収※が認められる従業員

普通徴収とするには下記のいずれか理由が必要です。

- ▼総従業員数が2人以下の事業主から給与を支給されている人
- ▼他の事業主から支給される給与で、すでに特別徴収されている人
- ▼毎月の支給額が少なく特別徴収できない人
- ▼給与の支払期間が不定期である人
- ▼事業専従者(個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業に従事している人)
- ▼退職している人または給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の人

※普通徴収:特別徴収によらず、従業員自身が市町村から送付される納税通知書によって窓口などで納める方法。納期は原則年4回(6月・8月・10月・翌年1月)

特別徴収事務の概要



申告手続きなどには マイナンバーの記載が必要です

(平成 28 年分以降の申告書から適用)

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバー（※1）の記載と本人確認書類（※2）の提示または写しの添付が必要になります。

マイナンバー（個人番号）について（※1）

- ▼マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、『通知カード』により、住民票の住所に通知されています。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の人にも同様に指定・通知されています
- ▼番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容を含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています

本人確認書類について（※2）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

※e-TAXでの申告は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない人

下記①と②の両方の本人確認（番号確認と身元確認）が必要となります。

①番号確認書類【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】

▼通知カード ▼マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ

②身元確認書類【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

▼運転免許証 ▼公的医療保険の被保険者証 ▼パスポート ▼身体障害者手帳 ▼在留カードなどのうちいずれか1つ

確定申告に関するマイナンバーの問い合わせ

竜ヶ崎税務署個人課税第一部門（竜ヶ崎市川原代町 1182-5） ☎ 0297-60-2029

年金所得に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得（給与所得・公的年金以外の雑所得・配当所得・一時所得など）の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、上場株式等に係る譲渡損失繰越控除など、確定申告書の提出が控除要件となっている控除を受ける場合、または、源泉徴収税額があって、医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

上記のように年金所得者に係る確定申告不要制度により、所得税の確定申告書の提出が必要ない場合であっても、下記の場合には、町・県民税（住民税）の申告書の提出が必要となります。

①所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料・配偶者控除・扶養控除・基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

許さない！町税・国保税滞納。守ります！税の公平

財産の差押を 実施しています！

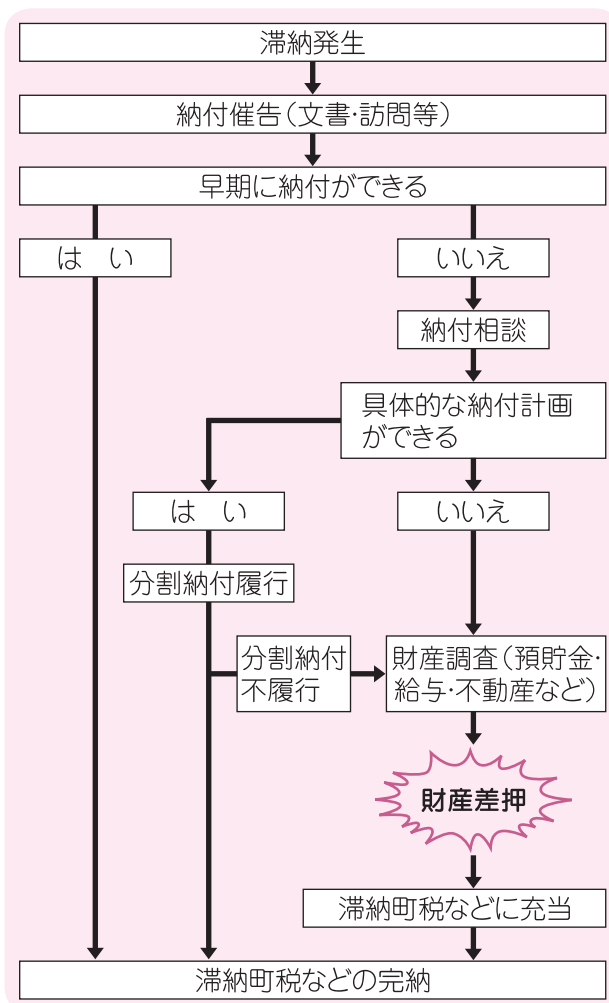
不動産・預金等差押

178 件

(平成 28 年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

滞納処分の流れ



滞納処分執行状況

	平成 28 年度	
	件 数	換価額(円)
不動産	26	941,683
預貯金	93	9,403,494
所得税還付金	8	209,401
給料	27	9,463,654
年金	5	6,548,608
生命保険	14	5,511,731
その他	5	1,529,182
合 計	178	33,607,753

皆さまに納めていただく税金は、安心・安全な住まいづくりを進めるうえで、とても大切な財源です。

町では、期限を守り納税していただいた皆さまとの公平性を保つとともに、税収を確保するため、滞納者に対し滞納処分(差押)を厳正に行っています。

納期限を過ぎても町税を納めていない人は、早急に納めていただくようお願いいたします。

自主納付の原則

町税などの納付は、自主納付が基本です。自主納付とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

納期限までに納付がない場合は督促状や催告書などが送付されます。しかし、再三の催告にもかかわらず納付していただけない場合は、納期限内に納付いただいた人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を調査し、差押による滞納処分を行うことになります。

納付が困難な場合は納税相談を！

税金を納期限までに支払わずそのまま放置しておく、督促手数料・延滞金がかかってしまい、滞納処分の対象になります。

病気や失業、事業の経営不振など、さまざまな事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けしますので、そのまま放置しないで、収納課へ相談においでください。

茨城租税債権管理機構

差押などの滞納処分を受けたにもかかわらず、自主納付がなく放置した場合は、誠実性のない滞納者として、茨城租税債権管理機構に徴収権を移管する場合があります。

茨城租税債権管理機構は、県内市町村で構成され、県が支援する一部事務組合です。市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。

町では、毎年約20件の事案を移管しています。

里親を募集しています

阿見町動物愛護協議会

町動物愛護協議会は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護教室の啓発活動や町で保護された犬や猫の里親会などの活動に取り組んでいる団体です。

環境政策課 ☎888-1111 (252)



上の写真は、町動物愛護協議会で保護した飼い主のいない子猫ちゃんたちの一部です。

協議会では、今年度、犬猫あわせて 80 頭を保護しており、うち 36 頭は現在も一時あずかりボランティアのもとに身を寄せています(10 月末現在)。

こうした犬猫の里親になってくれる人、一時あずかりボランティアに興味のある人は、同協議会事務局(環境政策課 ☎888-1111 (252)) までご連絡ください。

寄付や募金活動も行っています

犬猫のエサやトイレ用の砂などの寄附や募金なども随時受け付けています。協議会では、犬や猫の殺処分頭数ゼロを目指し活動を行っています。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

『第 4 回緑のカーテンコンテスト』受賞者が決定

町とアミエコクラブは、平成 26 年度から地球温暖化防止に効果のある『緑のカーテン』への取組の推進として、コンテストを実施しています。第 4 回となる今年度は、20 人の応募がありました。コンテストの審査は、応募作品の写真を公民館等に展示し、ご覧いただいた皆さんに投票していただいて決定しました。

受賞された 5 人の皆さんをご紹介します。おめでとうございます。

- ▼ベストグリーン賞 若月英仁さん(中央東:前列左から 1 人目)
- ▼きれいで賞 鳥原延友さん(上本郷:前列左から 2 人目)
- ▼涼しかったで賞 小川明德さん(二区北:右から 3 人目)
- ▼さわやかで賞 林和代さん(下吉原:右から 2 人目)
- ▼がんばったで賞 大橋みゑ子さん(鈴木:右から 1 人目)

表彰式は、10 月 22 日(日)に町総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行い、後援の町商工会・あみ木村塾から副賞が贈られました。また来年も町内の皆さんからの『緑のカーテンコンテスト』へのご応募をお待ちしております。



▲受賞者の皆さん

民生委員児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会

生活福祉部会 青山 和江



生活福祉部会の業務内容は左記の①～③の内容に沿って1年間の事業計画を立て業務の遂行にあたっております。

①生活保護家庭の自立更生と生活指導対策
②低所得家庭の発見と援護指導対策

③生活福祉資金の利用による自立援護対策

今年度は2回の研修会とその後に関省会、次年度に継続するかの意見交換を計画致しました。前月の定例会の中で専門講師を招き「生活保護について」概要の講義をいただきました。保護を受けるまでの流れ、受給されている期間の義務、保護費の支払い方法、医療機関との関連、介護を受けたいときの方法、生活保護から自立するとき、などの一連の流れを研修しました。

部会ではさらに理解を深めるため、6月に1回目の研修会を設けました。町の担当者へ「町内における生活保護の

現状」の講師を依頼しました。学びの中から民生委員は、個人情報をもえ、どの部分でパイプ役をするのか、躊躇することなく気軽に相談できる体制作り、よき相談相手として必要な助言ができることを念頭に日々研さんに努めております。

今回、継続した講義を受けるにあたり、質問が多数ありました。有意義な時間の流れと委員全員が志気の向上につながったと感じました。今回は「小口貸付制度について」の講義を町社協の担当者に依頼しております。資金の利用方法、自立援護対策について学び、必要としている皆さまの援助ができるよう努めてまいります。



生活・障害福祉部会合同視察研修会

が足並みをそろえ、今、同じレールに乗り出発いたしました。私たちは、必要とされている皆さまが安心して相談できる環境づくり、他部会、関連機関とも協力体制をとり、お役に立てるよう努めてまいります。

障害者福祉部会 長尾 和博



町民生委員児童委員協議会には委員の見識を深めるために5つの部会があります。

障害者福祉部会は障害者福祉に関わり、障害者と寄り添い、行政とのつなぎ役になるよう、日々研さんに励んでいます。

近年、学習障害・多動性障害・自閉症等の発達障害が認知され、通級指導や特別支援学級を受ける子どもたちが増加傾向にあります。

通級指導は、通常学級に在籍しながら別室で補充指導を受ける制度です。全国の公立小中学校で通級指導を受けている児童・生徒が約9万人を



定例会の様子

超え、特別支援学級の在籍は約19万人と文科省から報告されています。特別支援学校もあり、どれを選択するかは親の判断に委ねられています。

また、児童・生徒の成長と共に、将来の心配ごとについて、町障害福祉係では就労の相談支援を行っています。

町内でも就労移行および継続支援を行っている事業所が数か所（町障害者支援センター・若草園・恵和社会復帰センター等）あります。県内には障害者就業・生活支援センター（近くでは土浦市真鍋新町）があり、障害者のニーズに応じて相談支援を行っています。

民生委員には重い守秘義務があります。心配ごとなどがあれば、どうぞ身近な民生委員にお気軽にお声をかけてください。

高齢者福祉部会 中井 文子



高齢者福祉部会は年3回の活動計画を立てました。

1回目は、地域包括支援センターの業務内容が参考になりましたという意見が出て、講話をお願いし、研修しました。町の高齢者数は5月1日時点で12628人、高齢化率は26.63%です。

地域包括支援センターとは、介護者支援事業・認知症高齢者見守り事業・包括的継続的ケアマネジメント・権利擁護事業・総合相談事業・介護予防ケアマネジメントの6つの事業があります。困ったことが起きた場合は、連絡すれば対応してください。さわやかセンター内に施設もあり、見学しながら説明を受けました。

2回目は事例発表です。6人の委員の発表はひとり暮らしの現状がほとんどで、皆さん元気に、身の廻りの事、庭の草取り等をして生活されている様子がうかがわれました。これらの皆さんを見守りしながら、困ったことが起き

た場合は相談にのっています。質問も何人からもあり、有意義な研修でした。

3回目は視察研修を予定しています。町内の高齢者施設を訪問して研修する予定です。

家庭福祉部会 下村 茂



平成28年12月の改選を受け、私は再任され、新しいスタートを切りました。

今回初めて、家庭福祉部会に所属する事になりました。改選により、ほぼ全員が初めての部会なので、基本より勉強する事が、一番大事なことと思い、研修会(座学)を最初に実施する事になりました。

家庭福祉部会の業務内容は
① ひとり親家庭 DV(ドメスティックバイオレンス)等早期発見と援護対策
② 未成年非行者の指導対策
③ 乳幼児健康推進対策
 当業務内容にて今後3年間勉強していく事になります。

平成29年度は次の事業計画を決めます。

●第1回6月に研修会(座学)

県保健福祉部福祉相談センターより講師を招いて、「DVについて」研修を受講しました。内容は左記のとおりです。

① DVのDV視聴

② 茨城県女性相談センターについて

③ DV被害者支援について
 「DV被害者に対する基本的な姿勢と対応」

この研修においては「DVは相談者の2次被害を防ぎ、支援ネットにつなげる」ことが大事と学びました。

●第2回10月に視察研修

茨城県立つくば特別支援学校を視察しました。

今年2回の研修会を通して知識を得、民生委員・児童委員の日常の活動に生かしていきたいと思っています。また、これからも、皆さんに少しでもお役に立つように、部員一同、皆さんを重ねていきたいと思っています。

児童福祉部会 田村 由美子



児童福祉部会は、発足から4年目の部会(民生委員13名・主任児童委員3名)で活動しております。児童生徒の健全育成・非行化の防止に地域ぐるみのネットワークを築き、学校と地域のパイプ役となり、緊密な連携を保持し、要

援護児童の対応と不登校生徒の対応に協力しております。業務内容として、
① 夏休み前の学校訪問
 主任児童委員と共に各小中学校担当の民生委員が学校を訪問し、情報交換を行います。学校の指導対策をもとに、休み中は各地域で児童生徒の生活を見守り、声掛け等をして学校と連携し活動しております。

② 研修会
 今回は、土浦児童相談所から講師を招き「就学前の子どもの障害等について」という研修を実施しました。

① 障害手帳・療育手帳について
② 障害児を対象とするサービスについて
 説明により認識を深め、有

意義な研修会となりました。今後の研修内容は、「児童手当・児童扶養手当について」を予定しています。

③ 視察研修

支援学校・障害者通所施設・乳児院等の視察研修を家庭福祉部会と共に実施しております。研修会・視察研修については、民生委員・児童委員全体で毎月行われる定例会の場において報告があり、他の部会の活動内容についても理解を深めております。

活動に際して知り得た個人情報や相談内容は、堅く守られております。安心して地域の民生委員にご相談ください。



家庭・児童福祉部会合同視察研修会

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

高 福 齢 祉

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。

対象

平成29年1月1日～12月31日に町に住所を有し、かつ平成29年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している人で、①または②に該当する人。

① 平成29年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（3か月以内の入院は在宅とみなす）
② 右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
▼住民税非課税世帯に属している

③ 平成29年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護3以上と認定されている高齢者を3か月以上継続して在宅で介護（1か月以内の入院は在宅とみなす）し、在宅期間を含む4か月

間継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
▼①に該当する介護慰労金を受給していない

手続き

対象となる可能性のある人には12月末に案内文を送りますので、対象となることを確認のうえ、高齢福祉課までお申し込みください。

▼申込期間：平成30年1月4日～31日 ※土日・祝日を除く
▼支給月：平成30年3月

支給額

① 10万円 ② 3万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の65歳以上の高齢者で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下、認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。この認定書の交付を受けるには、高齢福祉課窓口

送にて交付します。

対象

平成29年12月31日現在で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼特別障害者…▼身体障害者手帳1・2級に準じる人

▼重度の知的障害に準じる人
▼6か月以上寝たきりの状態にある人

▼障害者…▼身体障害者手帳3～6級に準じる人
▼軽・中度の知的障害に準じる人
※身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。確定申告には、医療費控除の明細書と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の人については、医

師が発行するおむつ証明書を町が発行する介護保険に関連した書類に代えることができますので、高齢福祉課窓口

高齢福祉課にて証明を受けられる人

平成29年12月31日現在で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人で、おむつを使用している人。その他に条件がありますので、申請前に高齢福祉課にご相談ください。

申請方法

介護保険証・認印・窓口に来られる人の本人確認書類を持参し、高齢福祉課窓口にて申請してください。後日書類を郵送にて交付します。

問合せ

▼『介護慰労金』の交付：高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142)

▼『障害者控除対象者認定書』『主治医意見書』の内容を確認した書類の交付：高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (143)

▼確定申告：税務課町民税係 ☎888-1111 (151)

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

町には、学校区児童館と二区児童館の2つの児童館があります。児童館は、乳幼児とその保護者そして、18歳未満の児童がいつでも自由に利用できる施設です。

ぜひ遊びに来てください。

29
子育て



乳幼児対象の活動

各児童館では、乳幼児とその保護者を対象として、週に2回児童厚生員による遊びの提供『育児サークル』を行っています。主な活動内容は、体操や親子ふれあいあそび・絵本の読み聞かせなどです。また、季節ごとのイベントや製作などを親子で楽しみ、子どもや親同士の交流の場として利用されています。事前の予約は必要ありませんので気軽に遊びに来てください。

また、年に数回町内の施設や公園へ出向き、『うごく児童館』を開催しています。この活動では、更生保護女性の会・母親クラブの皆さんにもサポートしていただいています。詳しい活動内容等は、『じどうかんしんぶん』や町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。



小中高生の活動

町内の小学生を対象に、さまざまなイベントを企画し開催しています。地域の小学生が、シルバークラブの皆さんとイベントや交流を楽しむ『地域交流』を行っています。また、小学生を対象に『お楽しみ会』や『クッキング教室』『クラブ活動』なども行っています。

児童館では、小中高生も楽しめる自由参加の『クラブ活動』もあります。学校区児童館では『卓球』を毎週木曜日に活動し、二区児童館では『将棋』を毎月第2金曜日に行っています。どちらも、直接児童館に来ていただければ誰でも参加できますので、興味のある人はぜひ遊びに来てください。



母親クラブ ※登録制

『母親クラブ』は、町内に在住している母親が中心となり二区児童館を拠点として活動しているグループです。子育てや児童の健全育成について学び合いながら、地域の活動に積極的に参加しています。

母親クラブには『ポッキーグループ』『チアーズグループ』『ひよこグループ』の3つのグループがあります。児童館での活動の他に、バス研修や消防署見学など年に数回、児童館の外に出て活動をしています。詳しい内容や活動日などについては、町のホームページに掲載しています。また、電話での説明がご希望の場合は二区児童館にお問い合わせください。



問い合わせ ▼学校区児童館 ☎887-4093 ▼二区児童館 ☎843-3282

特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。そのため健診の結果から、生活習慣改善の必要度に応じて『特定保健指導』を受け、早期に生活習慣病予防に取り組むことができます。

町国保加入者で今年度人間ドックや集団健診等で特定健診を受け、特定保健指導の対象となった人には、後日ご案内が郵送されます。いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、特定保健指導を受けましょう！

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（保健師や栄養士）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

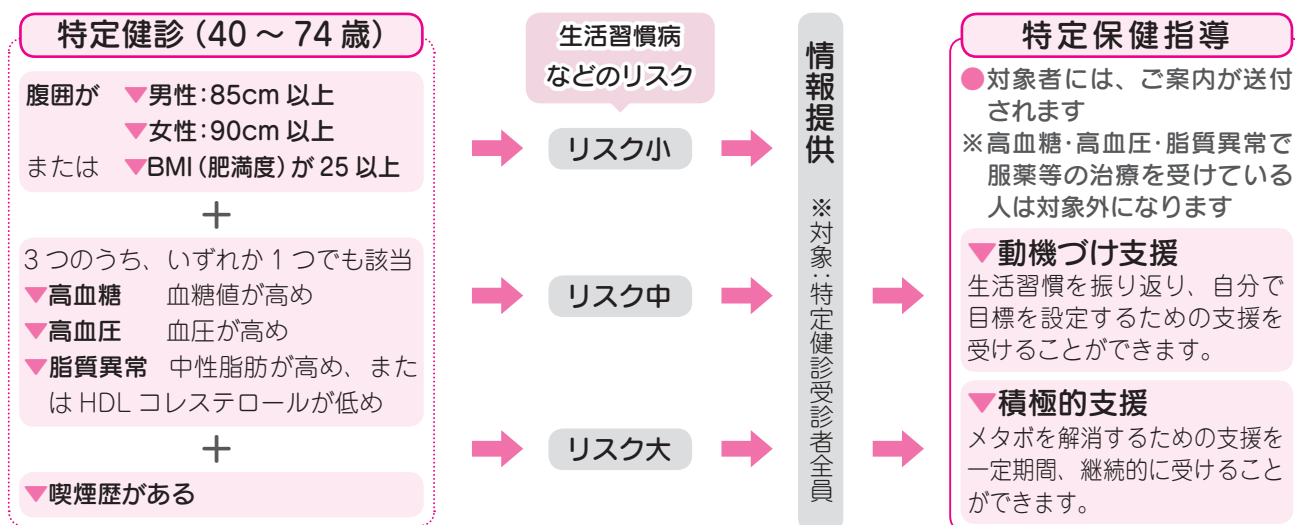
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

町の集団健診日程に予定が合わなかった人は

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

国民健康保険の人

国保年金課国保係 ☎ 888-1111 (131~133)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳 (平成30年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

■ 受診できる医療機関(町と契約している医療機関)

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますのでお問い合わせください。

医療機関	住 所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
さかえ医院	中央4-8-24	888-2662
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
南平台メディカルクリニック	南平台1-2213-2	888-0888
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047

■ 受診方法

医療機関に予約のうえ、国保年金課から送付している黄色の受診券を医療機関へ持参してください。受診券をお持ちでない人は再発行いたしますので、国保年金課までご連絡ください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、あるいは受診予定の人は受診できません。

■ 受診可能な期間 平成30年3月31日まで

後期高齢者医療の人

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの人	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目(貧血検査・眼底検査・心電図検査)は別途料金で受診できます	無 料

■ 申込方法

受診券を発行しますので、右記医療機関に予約のうえ、保険証を持参し国保年金課窓口でお申し込みください。

ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

■ 受付期間

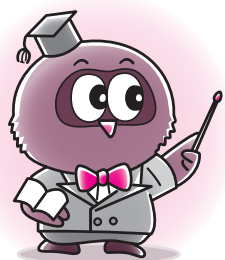
平成30年2月28日まで(土・日・祝日を除く)

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター ☎ 887-4563

■ 受診可能な期間

平成30年3月31日まで



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

●ご家族の保険料も納付している人

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯

■注意事項
▼納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます

▼証明内容
1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額
▼年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に保管してください。

して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

控除証明書再発行の電話番号 ☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-00031004
▼期間: 11月1日～平成30年3月15日
▼月～金曜日: 午前8時30分～午後7時
※第2土曜日は午前9時～午後5時まで。土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

■国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めることができます。またクレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話・書面・面談により、早期に納めていただけるよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は延滞金を課すだけでなく、納付義務のある人^{*}の財産を差し押さえることがありますので、早目の納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国保年金課窓口へご相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎825-1170

感染症に注意しましょう ～正しい知識は予防の一步～

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

ノロウイルスによる感染症・胃腸炎・食中毒にご注意を

冬季はノロウイルスなどのウイルスによる感染症や食中毒が頻繁に発生します。ノロウイルスは、口から体内に入り感染します。調理前・食事前・トイレ後等には、必ず石けんで手を洗いましょう。また、患者さんから周囲への感染を防ぐための対応をしましょう。

■ノロウイルスなどに感染すると

潜伏期間（感染してから発症するまでの時間）は、約12～48時間、主な症状は、吐き気・おう吐・下痢・腹痛で、発熱は軽度です。通常、これらの症状が1～2日続いた後に治ります。感染しても発症しない場合もあります。なお、ノロウイルスは、何度でも感染します。症状が消えても数日～1か月近く、ウイルスがふん便とともに排出されます。子どもやお年寄りなど抵抗力が弱い人は特に注意してください。

■感染の予防や拡大を防ぐには

①とにかく石けんで手をよく洗う

感染予防の基本は「手洗い」、液体石けんを用い、30秒以上洗いましょう

②患者さんのふん便やおう吐物には直接触れない

患者さんのふん便やおう吐物には、大量のウイルスが含まれています。汚染物の処理をする場合は、使い捨て手袋とマスクを着用しましょう

③汚染された場所や衣類などは消毒する

塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）0.02%（食器衣類の消毒）、または0.1%（ふん便・おう吐物除去後の消毒）で10分、家庭用消毒剤を代用できます

※塩素系消毒剤を使って、手指などの体の消毒をすることは絶対にしないでください。また、塩素系消毒剤に酸性物質を混ぜると有毒ガスが発生し、大変危険ですので注意してください

④加熱調理の徹底

カキやアサリなどの2枚貝の加熱調理（食品の中心部を85～90度ほどで90秒間以上加熱する）徹底

- 詳しくは、県感染症情報センターホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/>）をご覧ください

12月1日は「世界エイズデー」です

今年度のテーマは…

『UPDATE！ エイズのイメージを変えよう』

■HIV・エイズ（AIDS）とは

▼HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスに感染し、免疫機能が低下することによって引き起こされるさまざまな感染症や悪性腫瘍などの病気を総称してエイズ（後天性免疫不全症候群）といいます

▼HIVは、エイズを発症する前の段階で早期に治療を始めることにより、発症を遅らせることができ、HIVに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました

■HIVの感染経路と予防法

①性行為感染

最も多い感染経路です。性行為におけるコンドームの正しい使用は、HIV感染症・エイズ予防にとって有効な手段です

②血液感染

HIVが存在する血液の輸血や、覚せい剤などの「回しうち」による注射用具の共用などによって感染します。日本では、現在、献血された血液による感染の可能性は極めて低くなっています

③母子感染

HIVに感染しているお母さんから、妊娠中や出産時・授乳中に赤ちゃんに感染することがあります。適切な治療を受けることで赤ちゃんへの感染のリスクを0.5%以下まで低下することができます

■感染が心配なときは

土浦保健所では、エイズに関する検査や相談を匿名で受けることができます（予約制）。

▼土浦保健所エイズ専用電話相談：☎ 826-0606

▼実施日時：毎週月曜日から金曜日午前8時30分～午後5時15分

国道125号バイパス・都市軸道路は、 『景観形成道路』に 指定されています

都市計画課 ☎888-1111 (232)



景観形成道路とは

良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

指定を受けると

景観形成道路は、区間ごと

に景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。

景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）——などに関するルールを定めています。

為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

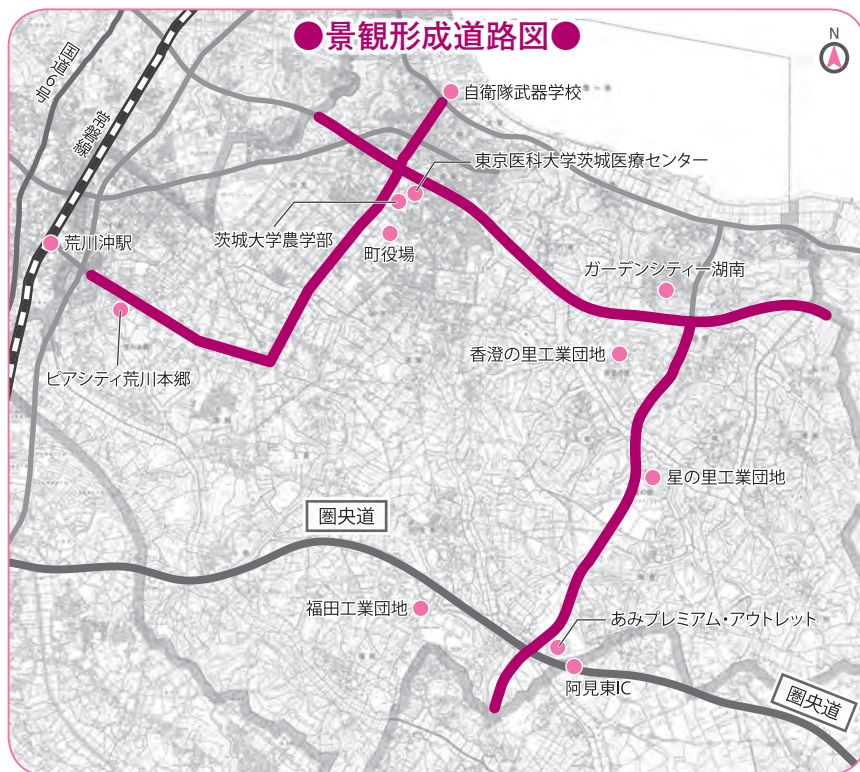
助成制度

良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

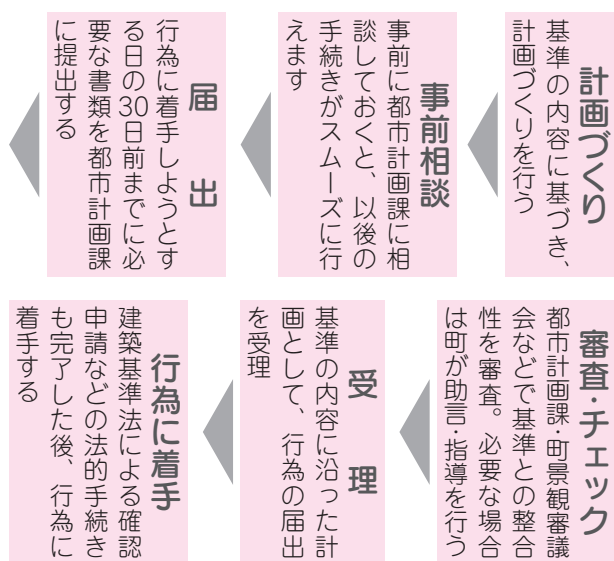
届出制度

景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転——などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。景観形成道路にかかる行

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
※運用開始に関しては、あらためて周知します



●届出の流れ●



▼景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 29 年度・第 3 回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



クレジットカードのリボルビング払い（リボ払い）に注意

クレジットカードの発行枚数は 2 億 6,600 万枚で、20 歳以上の人口で割ると 1 人あたり 2.5 枚持つ計算になります。（平成 28 年 3 月末：日本クレジット協会公表）

最近では、電気・ガス代等の支払いやスーパー等での日常の買い物、インターネットショッピングでも利用されています。面倒な現金支払いから解放され、ポイントがたまることも魅力になっていて利用者も増えています。

クレジットカードの支払方法は、大きく分けて「翌月一括払い」「ボーナス一括払い」の他、6 回払いや 12 回払い等の「分割払い」、毎月一定額を返済する「リボ払い」があります。「分割払い」や「リボ払い」には手数料がかかります。

リボ払いは、毎月あらかじめ決めた一定額が、残高に応じた一定割合の額を支払う方法があります

【リボ払いを利用するには】

- ▼リボ専用カードか事前登録型リボ払いカードを利用する
- ▼カード利用後にカード会社に申請をする
- ▼店舗などで買物をする際に選ぶ 等があります

「リボ払い」のメリット

- ▼支払額が決まっている
- ▼家計管理がしやすい

「リボ払い」のデメリット

- ▼支手数料がかかり返済が長期化
- ▼残高がなかなか減らない



■相談事例

スーパーで食品や日用品を買う時も、ポイントがたまるのでクレジットカードを利用し、「一括払い」と言っていた。今まで明細書は見なかったが、今回明細書を見たら 1 万円の請求額で手数料が 2,300 円もかかっていた。以前の明細書も確認したら手数料だけで 5 万円位支払っていた。残高が 20 万円あるがリボ払いで払いたくない。

■アドバイス

最初にクレジットカードを作った時、リボ払い専用カードを作ったようです。「一括払い」と言ってお金を払っても実際の支払いはリボ払いになっていました。

仮にリボ払いで購入しても一括返済や繰り上げ返済ができる場合があります。手数料を抑えられるのでカード会社に問い合わせてください。送られてきた明細書は必ずチェックしましょう。

町消費生活センターの出前講座（無料）



消費生活センターでは、楽しくわかりやすい出前講座を無料で実施しています。相談事例をもとに悪質商法の手口や対処法や消費生活の豆知識等をお話します。あなたの地域、サークル、友人グループなどの形態や人数は問いません。

ご都合のよい日時に相談員がお伺いします。ぜひ、お申し込みください。

町消費生活センターホームページはこちら ➡



問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時）▼商工観光課 ☎ 888-1111（172）



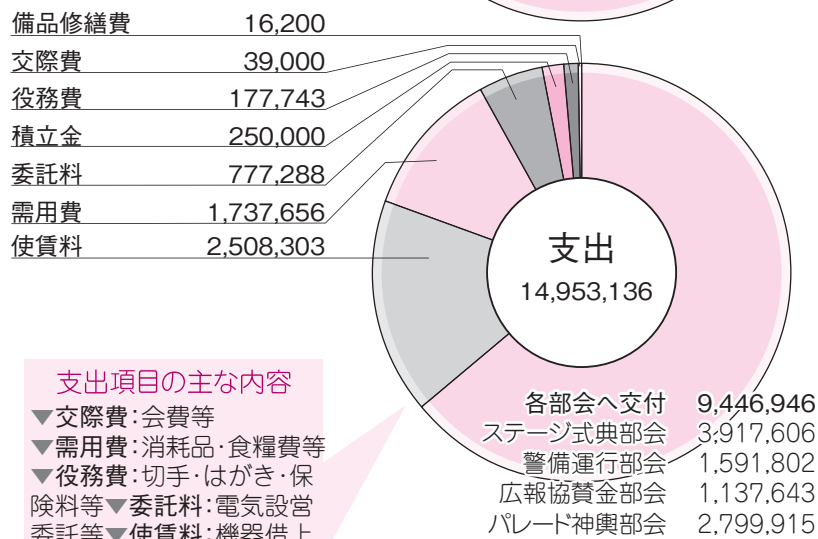
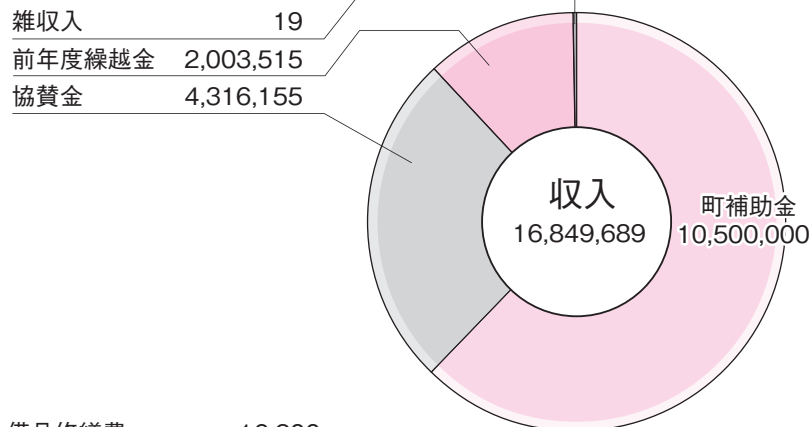
ご協力ありがとうございました
まい・あみ・まつり2017

●決算報告●



■まい・あみ・まつり 2017 収支決算内訳

●対象期間 平成28年11月1日～平成29年10月31日(単位:円)



支出項目の主な内容

- ▼交際費:会費等
- ▼需用費:消耗品・食糧費等
- ▼役務費:切手・はがき・保険料等
- ▼委託料:電気設備
- ▼使賃料:機器借上

▼収入－支出＝1,896,553円は、運営資金として来期へ繰り越します

御礼の挨拶
まい・あみ・まつり2017
実行委員長 石部 克彦

『あつき思い、こころひとつにまい・あみ・まつり』をテーマに、8月5日(土)・6日(日)の2日間、第28回目を迎えた「まい・あみ・まつり」も、昨年より多い63000人もの皆さまにご来場をいただき、大盛況のうちに終了することができました。

した。実行委員一同、心より厚くお礼申し上げます。
「まい・あみ・まつり」は各催し物にご出演される皆さまはもちろんのこと、ご協賛いただいた多くの皆さま、会場清掃や除草作業、当日警備へご協力いただいた皆さま、駐車場をご提供くださった関係施設の皆さまなど、本当に多くの皆さまのご支援、ご協力があったて成り立っています。

長を仰せつかり、私自身も今までにない使命感と達成感を感じることができ、本当に貴重な体験をさせていただきました。
まさに町を挙げてのイベントである「まい・あみ・まつり」が、この先も町民の皆さまに心から慕われ、楽しみにしていただけるイベントへとさらに進化していくことをご祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

■『まい・あみ・まつり 2018』実行委員募集！

『まい・あみ・まつり 2018』の実行委員会を間もなく立ち上げます。まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』を募集します。ご希望の人は、12月27日(水)までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場内
『まい・あみ・まつり事務局』 ☎888-1111(175)





町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html



町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

●第25回町民ゴルフ大会

期 日	7月4日(火)
場 所	阿見ゴルフクラブ
成 績	▼男子の部 ▽優勝:村田和夫▽準優勝: 堤肇▽3位:大野彰仁
	▼女子の部 ▽優勝:長谷川淳子▽準優勝: 萩谷みほい▽3位:平岡寿江
	▼ベストスコア賞 ▽優勝:渡部儀勝 ▽準優勝:板橋春美

●阿見パークゴルフ夏季大会

期 日	7月11日(火)、12日(水)
場 所	蓮沼海浜公園パークゴルフ場 (千葉県山武市)
成 績 男 子	▼1日目(7月11日) ▽優勝:小室末吉▽準優勝: 上村啓男▽3位:宮本信夫
	▼2日目(7月12日) ▽優勝:菊川洋征▽準優勝: 岡島俊一▽3位:柳生実
成 績 女 子	▼1日目(7月11日) ▽優勝:大室正子▽準優勝: 宮本茂子▽3位:小室美代子
	▼2日目(7月12日) ▽優勝:村山千枝子▽準優勝: 篠田敏子▽3位:村山和子

●夏季ソフトバレーボール大会

期 日	7月9日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝:レタスC▽準優勝: しらさぎA▽3位:レタスB

●前期混合ソフトボール大会

期 日	7月30日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:ファーストエリア ▽準優勝:上本郷イーグルス

●第10回茨城県グラウンド・ゴルフ レディス交換大会兼第12回全国G Gレディス交換岡山県大会予選会

期 日	8月21日(月)
場 所	那珂市笠松運動公園(那珂市)
成 績	▽優勝:菊川道子▽6位: 大室正子

●本大会で入賞された菊川道子さん、
大室正子さんは平成30年度に開催
される全国大会の出場権を獲得さ
れました

●第12回スポーツ吹矢茨城県大会

期 日	9月13日(水)
場 所	石岡市運動公園体育館
成 績	▼5・6段の部▽9位:泉紀子 ▼2段の部▽9位:稲川あつ子

●秋季町民ソフトボール大会

期 日	8月27日(日)、9月3日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:岡崎ソフトボール クラブ▽準優勝:ツムラSC ▽3位:SSクラブ、ファース トエリア

●第40回稲敷地区市町村対抗ゴルフ大会

期 日	9月8日(金)
場 所	美浦ゴルフ倶楽部(美浦村)
成 績	▼一般の部 ▽優勝:篠内博司▽3位:平 岡和彦
	▼シニアの部 ▽優勝:渡部儀勝▽準優勝: 高松正敏
	▼女子の部▽4位:市村紀子

●第49回町長杯争奪学童野球大会

期 日	9月16日(土)、18日(月)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:阿見レンジャーズ ▽準優勝:竹来ジュニアス ターズ▽3位:本郷イーグル ルス
	▽最優秀選手賞:上村陸人 ▽優秀選手賞:加藤広大 ▽敢闘賞:野口哲平▽特別賞: 酒寄陽大、植村陸空

活動紹介:阿見町スキー教室

この教室は、町体育協会スキー部のみなさんの協力により毎年3月に実施されています。町ではなかなか経験できない雪の上でのスキー体験は、子どもたちの人気がいへん高く、毎年連続して参加する子どももいます。

スキー場では、グループごとに分かれスキー部の先生のもと楽しく活動します。なかには、2日間かなり上達する子どももあり、先生が驚くこともあるようです。今年度も3月に実施の予定です。期日・場所等の詳細は、後日お知らせします。楽しみにお待ちください。



3月11・12日に行われたスキー教室

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間: 月曜日を除く午前 9 時～午後 5 時

『おはなしとむかしあそびの会』開催 (無料)

予科練平和記念館にある、選りすぐりの絵本で読み聞かせを行います。その後は、「むかしの遊び」で楽しく遊びましょう。お子さまと一緒にご参加ください。

- ▼期日: 12 月 17 日 (日)
- ▼時間: ①午前 11 時 30 分～正午 ②午後 2 時～2 時 30 分
- ▼場所: 予科練平和記念館情報ラウンジ
- ▼対象: 小学生まで ※未就学児は保護者同伴でお願いします
- ▼その他: 事前予約不要。当日直接お越しください。



前年度に行われたむかしあそび



▲おもちゃの病院の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

- ▼受付時間: 午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時
- ▼場所: 予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他: 事前申込不要。当日直接お越しください。また、当日は他のイベントも同時に行われます。詳細は、後日ホームページ等でご案内します

『クリスマス音楽鑑賞会』開催 (無料)

12 月 22 日 (金) の閉館後、クリスマスコンサートを開催します。歳末の一時、吹奏楽の素敵な音色を聴きに、皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。 ※ イベント内容の詳細は、後日ホームページ等でご案内します

- ▼期日: 12 月 22 日 (金)
- ▼時間: 午後 5 時 30 分～6 時 10 分 (閉館後に開催予定、定員はありません)
- ▼出演: 土浦第三高等学校吹奏楽部

無料開館日 (天皇誕生日)

天皇誕生日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

- ▼期日: 12 月 23 日 (土)
- ▼時間: 午前 9 時～午後 5 時 (入館は午後 4 時 30 分まで)

◎学芸員のつぶやき

今回は予科練でも行われた海軍「五省」の始まりのお話です。「五省」とは 5 つの反省のことを言い、昭和 7 (1932) 年に海軍の士官学校である「江田島海軍兵学校」で心身修養のために誕生しました。発案者は当時の兵学校校長の松下元少将で、昭和 7 年 4 月 24 日に行われた「軍人勅諭下賜五十年記念式典」の後に下命したことから始まったと言われております。毎晩行われる温習 (自習時間) の終了前になると、ラッパの合図と「五省」の声で生徒たちは姿勢を正し目を瞑り各自心の中で反省を行います。

- ① 至誠に悖 (もと) るなかりしか ② 言行に恥づるなかりしか ③ 氣力に欠くるなかりしか
- ④ 努力に憾 (うら) みなかりしか ⑤ 不精に亘 (わた) るなかりしか

のちに五省は予科練だけでなく海軍の教育で取り入れられ各所で行われました。海上自衛隊では今もその伝統が引き継がれています。



まちのできごと

町監査委員橋本英之さん 町長へ退任報告

9月9日、町監査委員を長年務められた橋本英之さんが退任報告のため町長を訪問しました。

橋本さんは、平成9年から平成29年まで20年間にわたり町の監査委員を務められ、卓抜した識見により、公正で合理的かつ効率的な行政運営の確保に尽力されてきました。

ありがとうございました。



『出張！なんでも鑑定団 in阿見』公開収録実施

9月17日、本郷ふれあいセンターにおいて『出張！なんでも鑑定団 in阿見』の公開収録が行われました。

当日は6組の皆さんが自慢のお宝を持ち寄り、番組を盛り上げました。収録された番組は左記日程で放送されます。ぜひご覧ください。

▼日時 12月12日(火)午後8時54分からテレビ東京『開運！なんでも鑑定団』内にて放送



地域安全ボランティア 団体表彰受賞

10月31日、町の「岡崎区防犯パトロール隊(代表:野口守さん)」が、10月10日に開催された「第39回地域安全茨城県民大会(主催:茨城県・県防犯協会・県警察本部)」において、地域安全ボランティア団体表彰を受賞され、その報告のため町長を訪問しました。

本大会は、安全で安心して生活できる地域社会の実現を図るため毎年実施されているもので、今回、犯罪に強い社会実現のための安全安心なまちづくり推進活動に関しての顕著な功績・功労が認められ受賞されました。

おめでとうございます。



百歳の長寿をお祝いして 褒状・記念品贈呈

9月25日、満百歳を迎えられた人の長寿を祝い、多年にわたる社会の発展に寄与されたことに感謝の意を表するため、敬老の日記念事業として国・県・町からそれぞれ褒状と記念品が贈られ、表彰が行われました。

表彰を受けた人は、(写真右から)谷島てるさん、山寺ミユキさん、小池キミさん、佐野かのさん、山中けいさん、故・内田きよさん、小池キミさん、智代子さんのあわせて9人です。皆さんおめでとございます。



谷島てるさん



狩野キクさん



佐野かのさん



山寺ミユキさん



大森はなさん



山中けいさん



小池キミさん



故・内田きよさん



インフォメーション

音楽で元気にするまちづくり事業

代外『本郷クリスマススマスファミリーコンサート』開催

- ▼期日 12月17日(日)
- ▼時間 午後1時30分開演(開場:1時)
- ▼場所 本郷ふれあいセンター
- ▼出演者 阿見吹奏楽団
- ▼その他 入場料無料・申込不要(当日直接お越しください)
- 本郷ふれあいセンター
☎830-5100

募集『家族介護支援事業』参加者募集

- ▼期日 12月19日(火)
- ▼時間 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階講座室
- ▼内容 認知症サポーター養成講座と座談会
- ▼講師 認知症キャラバンメイト
- ▼対象 町内に在住・在勤の人
- ▼募集人数 30人程度
- ▼参加料 無料
- ▼申込期間 12月15日(金)まで
- ※土・日を除く
- ▼申込方法 電話で下記に申し

込む

町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) ☎887-8124

代外 移動美術館を開催します

県近代美術館の所蔵作品の中から、選りすぐりの名品を紹介する『移動美術館』を開催します。

今回は印象派を代表する画家モネや、茨城ゆかりの洋画家熊岡美彦などの名品を紹介します。皆さんぜひお越しください。

- ▼期日 11月27日(月)～平成30年1月14日(日) ※12月18日(月)・25日(月)・29日(金)～平成30年1月3日(水) 休館
- ▼時間 午前10時～午後6時
- ▼場所 土浦市民ギャラリー(土浦市大和町)
- ▼その他 入場料無料
- 土浦市民ギャラリー
☎846-2950

募集 第11回町社会福祉大会開催(無料)

- ▼期日 平成30年1月27日(土)
- ▼時間 午後1時～4時15分
- ▼場所 本郷ふれあいセンター1階集会室(多目的ホール)
- ▼内容 第1部【表彰】町社会福祉協議会会長表彰、町社会福祉協議会会長感謝

状贈呈、福祉に関する作文

入賞者の表彰・作文入賞者の作文発表

▼第2部【トーク&手話ライブ】『共に生きていこうとする気持ち』お互いを温かく支えあう社会づくり』

▼講師 渡辺りえこ氏(サイン(手話)シンガーソングライター)

▼定員 300人(定員で締切)

▼申込期間 1月12日(金)まで

※土・日・祝日および年末年始を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

お知らせ 県女性相談窓口をご利用ください

県女性相談センターでは、配偶者や交際相手からの暴力に関する相談など、女性からのさまざまな相談を年間を通してお受けしています。

秘密は厳守します。一人で悩まずにぜひご利用ください。

電話相談

- ▼時間 平日:午前9時～午後9時
- ▼土・日・祝日:午前9時～午後5時
- ▼電話番号 ☎029-2221-4166

面接相談

▼時間 午前9時～午後5時

▼場所 県女性相談センター(水戸市三の丸)

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼対象 10代以上の女性

▼料金 無料

▼その他 電話相談・面接相談は12月29日(金)～平成30年1月3日(水)はお休み

■県福祉相談センター
☎029-2221-4166

募集 在職者訓練受講生募集

- ▼期日 平成30年1月13日(土)、20日(土)、27日(土)の3日間
- ▼時間 午前9時～午後4時
- ▼内容 機械CAD基礎
- ▼定員 20人
- ▼対象 Windowsの基本操作ができる人
- ▼受講料 2980円
- ▼申込期間 12月4日(月)必着
- ▼場所 県立土浦産業技術専門学校(土浦市中村西根)
- ▼申込方法 講座名・氏名・住所・電話番号・年齢・職業(会社名)を記入し、往復はがき(一人一葉)、またはインターネットで左記に申し込む
- 〒300-0849 土浦市中村西根番外50 県立土浦産業技術専門学校 ☎841-3551
- http://www.t-gakuin.ac.jp/

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、柱、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** へ

建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【海浜浴和】阿見町中央 1-5-32

リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before 屋根 外壁 水廻り 外構 ...etc After

【有】美都住建 **和ワ** 阿見町中央 1-5-32
 茨城県知事免許(5) 第5548号 TEL.029-891-2200

募集「新春お好み演芸寄席」開催

▼期日 平成30年1月13日(土)
▼時間 午後2時から(開場:午後1時30分)

▼場所 本郷ふれあいセンター
▼出演者 ▼ノブ&フツキ
▼堺すすむ▼橋みどり▼浅野翔

▼定員 300席(全席指定)
▼入場料 1000円

▼申込期間 12月21日(木)必着
▼申込方法 電話またはファクシミリで左記に申し込む。公演名申込者全員の氏名・住所・電話番号をご連絡ください

▼4人まで申込できます
▼申込多数の場合は抽選

▼その他 ▼当選はがきは12月22日(金)発送予定 ▼代金は当日受付にてお支払いください

生涯学習課(中央公民館内)
☎88812526 ■88810032

お知らせ
町シルバー人材センター

入会説明会開催
▼期日 12月5日(火)
▼時間 午前10時~正午

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある

町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

●「マイホームのミニ営繕」引き受けます
マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼(公社) 町シルバー人材センター
☎88812036

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。
▼日時 12月12日(火)~14日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎84211211 (3420)

お知らせ
アイヌの方々のための全国一斉電話相談(無料)

日常生活でお困りのことなどお気軽にご相談ください。
▼期日 月曜日~金曜日 ※祝日・12月29日(金)~平成30年1月3日(水)を除く

▼時間 午前9時~午後5時
▼電話番号 ☎01200771208(フリーダイヤル)

▼その他 匿名可
人権教育啓発推進センター
☎03577711802

龍ヶ崎地方衛生組合の財政(平成29年9月30日現在)~平成29年度上半期(4月~9月)の財政事情書~
龍ヶ崎地方衛生組合は、阿見町、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村の8市町村で構成する一部事務組合であり、構成市町村から搬入される浄化槽汚泥などの処理を行っています。

地方自治法第243条の3第1項および龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成および公表に関する条例の定めにより、財政事情を公表します。

▼平成29年度一般会計の執行状況 (単位:千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金 および負担金	456,403	228,201	議会費	4,063	34
使用料 および手数料	24,125	10,066	総務費	155,838	76,179
財産収入	311	22	衛生費	251,913	65,276
繰入金	36,765	0	公債費	118,903	46,454
繰越金	15,000	53,417	予備費	2,000	0
諸収入	113	53			
合 計	532,717	291,759	合 計	532,717	187,943
収入率	54.8%		支出率	35.3%	

▼平成28年度一般会計決算の状況 (単位:千円)

歳入			歳出		
項目	金額	割合(%)	項目	金額	割合(%)
分担金 および負担金	470,593	86.72	議会費	3,629	0.74
使用料 および手数料	24,807	4.57	総務費	184,371	37.69
財産収入	270	0.05	衛生費	182,348	37.27
繰入金	0	0.00	公債費	118,902	24.30
繰越金	44,062	8.12	予備費	0	0.00
諸収入	2,935	0.54			
合 計	542,667	100.00	合 計	489,250	100.00

▼組合所有財産の状況…▼土地:32,812㎡ ▼建物:8,257㎡ ▼車両:5台 ▼基金積立金:276,070千円

▼組合債現在高の状況…▼一般廃棄物処理事業債:303,355千円

■ 龍ヶ崎地方衛生組合総務課 ☎0297-64-1144 ■ 0297-64-1145 ■ <http://ryu1144.ec-net.jp/>

■ ryu-1144@muse.ocn.ne.jp

〈広告欄〉

夢失勿生人 ~人生夢失うことなかれ~

＜推薦入試＞1月9日	国語・数学・英語(マークシート方式)・面接
＜一般入試＞1月21日	国語・数学・英語・理科・社会(記述式)

※願書受付 12月14日・15日 一般入試は1月9日も受付します。

霞ヶ浦高等学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

＜一般入試＞ 第1回 12月17日(日)	国語(課題作文含)・算数・面接(保護者同伴)
＜一般入試＞ 第2回 1月20日(土)	国語(課題作文含)・算数・面接(保護者同伴)

※要学生採用試験含

霞ヶ浦高等学校附属中学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kasumi.ed.jp/junior/>



インフォメーション

お知らせ 親子相談ルーム『くれよん』

お子さんのことで『気になること』や『心配なこと』がありませんか？ 未就学のお子さんの発達についての不安や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。親子相談ルーム『くれよん』は予約制のため、事前に左記にお問い合わせください。

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

募集 放送大学4月入学生募集

放送大学では、平成30年度第1学期（4月入学）の学生を募集しています。詳しい資料は無料で送付いたします。お気軽にお問い合わせください。

▼出願期間 平成30年3月20日（火）まで

▼放送大学茨城学習センター ☎029-228-0683

http://www.ouj.ac.jp/

お知らせ 慢性疾患の治療を受けながら働きたい人の相談窓口

茨城産業保健総合支援センターでは、がん・脳卒中・心疾患・糖尿病・肝炎・難病等の慢性疾患の治療を受けている人が仕事を続けるための相談にお答えしています。お悩み事がありましたらご相談ください。

▼1 面談による相談

▼日時 毎週水曜日午後1時～4時 ※祝祭日・年末年始を除く

▼場所 茨城産業保健総合支援センター（水戸市南町）

▼申込方法 メールまたはファクシミリで左記に申し込む

▼2 電話相談

▼日時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時15分 ※祝祭日・年末年始を除く

▼電話番号 ☎029-300-1221

▼3 メールによる相談

▼日時 毎日24時間受け付けます ※月～金曜日に返信

▼メールアドレス mito@ibaraki-johas.go.jp

▼料金 無料

▼茨城産業保健総合支援センター ☎029-1300-1221

▼ mito@ibaraki-johas.go.jp http://www.ibaraki-johas.go.jp

go.jp

『第42回牛久シティマラソン』開催に伴う交通規制実施

平成30年1月8日（月）に『牛久シティマラソン』が開催されるため、マラソンコースおよびその周辺道路の交通規制が右記のとおり実施されます。なお、北中島交差点から家電量販店前の交差点の間は片側のみ交通規制となります。

大変ご迷惑をおかけしますが当日は、う回などのご協力をお願いします。

●大会概要

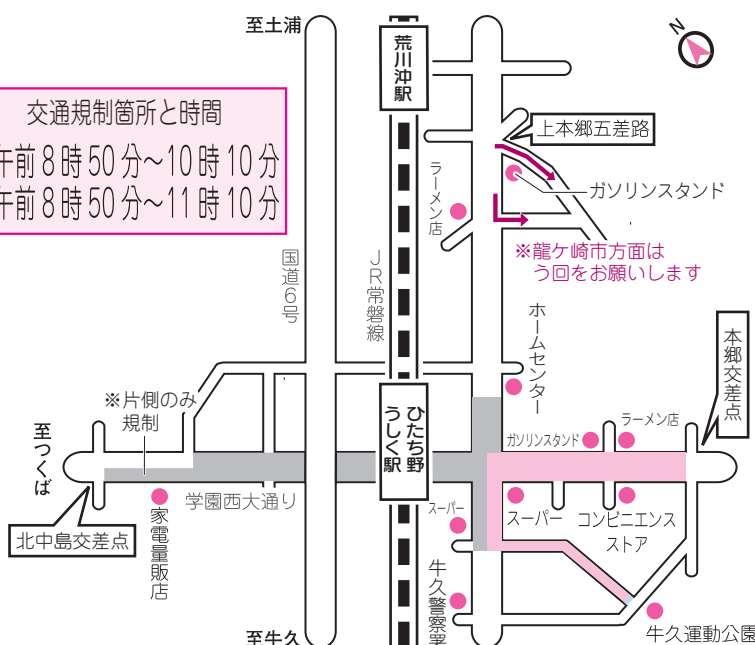
▼期日 平成30年1月8日（月）

▼時間 開会式：午前8時～（開場7時）

▼場所 牛久運動公園（牛久市下根町）

▼その他 雨天決行

▼問合せ 牛久シティマラソン実行委員会事務局 ☎873-2486



〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
阿見中学校 郵便局 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
JA コンビニ E-mail: ami-shihousyoshi@jcom. zaq. ne. jp
あみ司法書士事務所（神林ビル2階）
TEL 029-804-0382
（平日 午前9:00～午後6:00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

町内で唯一の、新刊本屋です！

品数豊富なこの時期に、ピッタリの1冊を！

日記・手帳・カレンダー・家計簿 販売中！

文具取扱い始めました！

オークスブックセンター阿見店

平日10:00～21:00 土日祝9:30～21:00

カスミ阿見店2階 TEL029-291-2322

年末年始の業務案内

役場・うづら出張所・総合保健福祉会館さわやかセンター・水道事務所

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

※12月29日(金)～1月3日(水)は、出生・婚姻・死亡届などのみ役場で日直が受付します。また、7日(日)は日曜開庁を行います

▼役場 ☎888-1111

▼総務課(212) ▼町民課(122) ▼収納課(146)

▼うづら出張所 ☎841-1167 ▼総合保健福祉会館さわやかセンター ☎888-2940 ▼水道事務所 ☎889-5151

町民活動センター

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼町民活動センター ☎888-2051

男女共同参画センター

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼男女共同参画センター ☎896-3181

霞クリンセンター

▼粗大ごみの申し込み

▼年末 12月20日(水)まで
▼年始 1月4日(木)から

※年末は電話がかかりにくくなりますので、ご了承ください。申し込みが必要となります。申し込み後、粗大ごみステッカーを購入し、品物に貼付

▼ごみ(粗大ごみを含む)の直接搬入

▼年末 12月29日(金)まで

※12月29日(金)のみ、午前9時～正午、午後1時～3時
※混雑が予想されます。できるだけ最終日(29日)付近を避けて、お早めの対応をお願いします

▼年始 1月4日(木)から
▼月・金曜日：午前9時～正午、午後1時～4時
▼土曜日：午前9時～11時

※50kgまでは無料。50kgを超えた分については、10kgあたり150円の処理手数料が必要です。ごみ収集カレンダーのとおりです。午前8時30分までに指定集積所に出してください。

▼年末 12月30日(土)まで
▼年始 1月4日(木)から

※12月30日(土)・1月4日(木)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

※年始は1月4日(木)から平常業務となります

※集積所付近にお住まいの人の迷惑になりますので、休業

期間中は絶対にごみを出さないでください

▼霞クリンセンター ☎889-0091

福祉センターまほろば

▼年末 12月27日(水)まで
▼年始 1月5日(金)から

▼福祉センターまほろば ☎887-3969

保育所・児童館

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼問合せ ▼子ども家庭課 ☎888-1111(117)
▼児童館 ☎887-4093

公民館・ふれあいセンター

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼中央公民館 ☎888-2526 ▼君原公民館 ☎889-1363 ▼かすみ公民館 ☎888-8111 ▼本郷ふれあいセンター ☎830-5100 ▼舟島ふれあいセンター ☎840-2761

▼総合運動公園

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月5日(金)から

※町民球場および野球場は、12月4日(月)～平成30年2月28日(水)まで一般貸し出しを中止します

▼生涯学習課 ☎888-2526 (中央公民館内)

町民体育館

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼生涯学習課 ☎888-2526 (中央公民館内)

●し尿・浄化槽汚泥くみ取りの電話申し込み
12月8日(金)までに業者にお申し込みください。年始は1月4日(木)から受付します。

▼黄金開発 ☎887-0209 ▼カスミ衛生 ☎887-0808

▼生涯学習課 ☎888-2526 (中央公民館内)

図書館

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼図書館 ☎887-6331

予科練平和記念館

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼予科練平和記念館 ☎891-3344

▼教育相談センターやすらぎの園

▼年末 12月28日(木)まで
▼年始 1月4日(木)から

▼教育相談センター ☎888-1225

町以外

●うしくあみ斎場
※12月31日(日)は、通夜業務は行いません

●うしくあみ斎場 ☎830-9888

その他

●休日当番医
町内の休日当番医は、左記の広報あみおよび町ホームページに掲載しています。

▼12月の休日当番医：『広報あみ11月号』お知らせ版(11月10日発行)

▼平成30年1月の休日当番医：『広報あみ12月号』お知らせ版(12月8日発行)

▼http://www.town.ami.lg.jp/000001146.html

県救急医療情報コントロールセンター

休日や夜間に救急対応しているお近くの医療機関をオペレーターが24時間体制でご案内します。(歯科の案内はしていません。)

▼電話番号 029-241-4199

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 12月7日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心
配ごと相談にて要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～
4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,472人 (+ 57) ▽11月1日現在
- 男 性 23,516人 (+ 44) ▽常住人口ベース
- 女 性 23,956人 (+ 13) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,275世帯 (+ 35) ▽情報広報課調べ

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)
納期限 12月25日(月)

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)
納期限 1月31日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 10月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	126件(1,113)
出場件数 190件(1,724)	交通事故	21件(182)
	一般負傷	28件(222)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	15件(207)
	合 計	190件(1,724)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報
課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、
中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセ
ンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の
各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行
阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城
県信用組合阿見支店